

令和4年度診療報酬改定に関するお問い合わせ(ご質問)について

1. 令和4年度の診療報酬改定に関するご質問は、「診療報酬改定に関する質問票」により対応させていただきます。
2. 別添の質問票を作成し、次のとおり関東信越厚生局茨城事務所 **照会専用メールアドレス(gigisyo-02▲mhlw.go.jp)** あてにご質問いただきますようお願いいたします。
なお、質問票1枚につき、1つの内容の質問としていただきますよう併せてお願いいたします
3. 例年、3月末以降に厚生労働省から「(事務連絡)疑義解釈の送付について(その1～)」が発出されますので、その解釈を確認のうえ、ご照会くださるようお願いいたします。
なお、厚生労働省からの通知等については、厚生労働省ホームページに掲載されますので、随時ご確認くださいようお願いいたします。
4. 回答は電話にて行います。内容によっては厚生労働省に照会を行うため、回答に相当の時間を要する場合がありますので予めご了承ください。
5. 診療報酬の改定時期は、受付業務や審査業務が集中するため、電話でのご質問はご遠慮いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

関東信越厚生局茨城事務所

照会専用メールアドレス：gigisyo-02▲mhlw.go.jp

※ お問い合わせの際は、「▲」を「@」に置き換えてご利用ください。